

藤井正大法律事務所

□ 弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□ 弁護士 堀大助 (hori@hey.ne.jp)

□ 弁護士 山口枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越デカビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください(メール配信も可能です)。

No.11 (H22.2.2) 契約など約束事を公正証書にしておくといいと聞きますが、公正証書って何ですか? どんなメリットが?

A ☆公正証書とは

公正証書とは、法律の専門家である公証人が当事者の囑託に基づいて、法律行為や私法上の権利に関する事実につき作成した文書です。たとえば、借用書などの契約書、遺言書、離婚の際の取り決め、売買目的物の保存状態等を記載した文書などがあります。

☆どんなメリットがあるの?

たとえば、大きなお金を貸す場合には、借用書を作成するのに比べて、公正証書を作成することにはどのようなメリットがあるのでしょうか?

まず第一に、お金の貸し借りをめぐって裁判になった場合に、公正証書は公務員である公証人が作成する公文書なので、私人間で作成される借用書に比べ、証拠としての価値が高いというメリットがあり、これは将来の紛争の予防につながります。

第二に、公正証書に「返済ができない場合は、強制執行を受けても文句はない」という意味の文言を入れておくと、返済が滞った場合に、裁判をせずに、直ちに強制執行をすることができるというメリットがあります。私人間で作成された借用書の場合、強制執行するには、裁判を行い、判決を得る必要があります。ですから、公正証書には、債権者が時間やお金を節約できるという点で大きなメリットがあるといえます。

そのほかにも、作成された公正証書の原本は、公証人役場において原則として20年間保存され、当事者には正本・謄本が交付されるので、紛失や偽造の防止にも役立つというメリットや、公正証書の契約内容は事前に公証人がチェックするため、法律に違反して無効となることがほとんどないというメリットがあります。

☆どうやって作成するの?

当事者や代理人が、公証人役場へ行き、公証人の面前に出頭列席して、公正証書の読み聞かせ又は閲覧をします。そのうえで、公証人・当事者らが各自署名押印すると、公正証書ができあがります。



(次回の話題)・不動産の権利証(登記済証)の制度は廃止されたと聞きましたが、手持ちの権利証はどうなるのですか。(H22.3.1 予定)